

公募設置管理制度（Park-PFI）について

○公募設置管理制度（Park-PFI）とは

平成 29 年 6 月の都市公園法の改正により、現行の設置管理許可制度に加えて、「**公募設置管理制度（Park-PFI）**」が新たに創設されたものです。

本制度の概要、公園利用者及び公園管理者のメリットは以下のとおりです。

● Park-PFI の概要（イメージは下図参照）

（1）目的

都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上や公園利用者の利便の向上を図ることを目的としています。

（2）制度

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる利益を活用してその周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度です。

● 公園利用者のメリット

- ・ 飲食、物販をはじめとする便益施設の充実
- ・ 利用者向けのサービスが充実
- ・ 公園の利便性、快適性、安全性の向上（老朽化した公園施設の更新など）

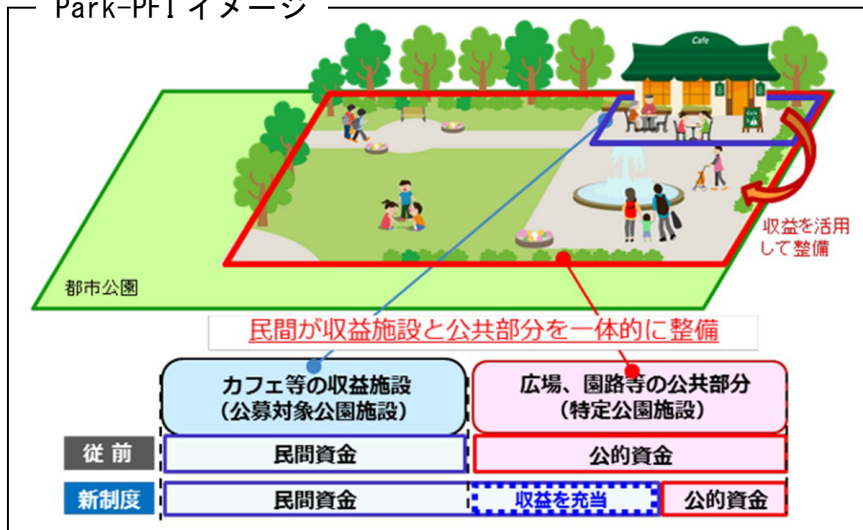
● 公園管理者のメリット

- ・ 民間資金による公園施設の整備、管理が図られることによる財政負担の軽減
- ・ 民間事業者の資金運用の視点や創意工夫も採り入れた整備、管理により、公園の魅力の向上やストックの有効活用
- ・ 社会資本整備総合交付金（官民連携型賑わい拠点創出事業）を活用できる

以上のように公園利用者及び公園管理者双方にとってメリットの大きいものであります。

また、民間事業者に対しても、設置管理期間、建蔽率及び占用物件の特例措置により、従来よりも参入しやすい制度となっています。

Park-PFI イメージ



特例措置

- 設置管理期間
10年⇒20年
- 建蔽率
2%⇒10%を参酌して条例で定める範囲を限度として建蔽率を上乗せ可能
- 占用物件
自転車駐車場、看板、広告塔は設置可能